



鳥取県告示第五百八十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

診療所の名称 所在地 法第三十七条第五項の規定による申出の受理の年 月 日

滝川医院 境港市日の出町九六 全国都道府県 昭和四十一年十月十日

滝川医院松ヶ枝町診療所 境港市松ヶ枝町二二

鳥取県告示第五百九十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

辞退年 月 日 指定医療機関の名称 所在地  
昭和四十一年五月十日 鳥取生協病院付属緑町診療所 鳥取市卯垣一五四番地

鳥取県告示第五百九十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第五項の規定により、次のとおり指定医療機関を取り消したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

取消年 月 日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十九年九月 十二日 真嶋医院 鳥取市上段二一

四十年一月 十二日 渡辺 〃 〃 国安

三月 一日 伊藤 〃 〃 元魚町二丁目

四月二十二日 小泉 〃 〃 吉岡温泉町

鳥取県告示第五百九十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

指定年 月 日 名称 所在地 開設者

昭和四十一年 十月十一日 松本歯科医院 七 東伯郡三朝町今泉六五 松本喜久枝

鳥取県告示第五百九十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第五項の規定により、次のとおり指定医療機関を取り消したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

取消年 月 日 指定医療機関の名称 所在地  
昭和三十九年二月一日 法橋医院 日野郡日野町根雨四三六

鳥取県告示第五百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第八項の規定に基づき、次のとおり農地交換分合計画を認可したから、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

登録番号 登録年月日 氏名 種別 号 住  
鳥取第二五二号 昭四一、九、九 谷口登美枝 振 〃 〃 鳥取市古岡温泉町二五四

二五三 〃 〃 〃 植本 秀三 東高食堂 〃 〃 南本寺町六二

鳥取県告示第五百九十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三号)第三十五条の四

一 交換分合計画実施地区

倉吉市国府字西麻付、東大平、頭ナシ、南大平

二 交換分合計画認可申請者

倉吉市農業委員会

三 認可期日

昭和四十一年八月二十五日

鳥取県告示第五百九十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

所 営業所の所在地  
鳥取市東品治町二六

立川町五丁目二一〇

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

十二月	二十一日	船岡町	"
"	二十二日	智頭町	"
"	二十四日	河原町	"
"	二十五日	船岡町	"
"	十二日	溝口町	"
"	十五日	"	"
"	十六日	"	"
"	十七日	"	"
"	十八日	"	"
"	十九日	"	"
"	二十一日	気高町	"
"	二十二日	"	"
"	二十四日	青谷町	"
"	二十五日	岩美町	"
"	二十六日	鳥取市	"
"	二十八日	"	"
"	二十九日	"	"
"	三十日	"	"
十二月	一日	鹿野町	"

二日	鳥取市	"
三日	"	"
十一月 十二日	江府町	江尾、美用検査場
十五日	江府町	大田、福家
十七日	"	小原、下安井
二十三日	"	池の内
二十四日	"	下蚊屋
二十五日	日南町	宮市
二十五日	日野町	神福、白谷
三十日	"	上菅、黒坂
十二日	関金町	濁谷、安原
十四日	東伯町	松河原、大鳥尾
十五日	"	上光好、下光好
十六日	関金町	法万、上法万
十七日	大栄町	那家、山口
十八日	"	西高尾、東高尾
十九日	三朝町	六尾、瀬戸
二十一日	関金町	三徳、小庭、三朝
二十二日	"	今西、荒田、堀
二十四日	泊村	真野原、新興
二十五日	東郷町	石脇、原
		藤原、藤津

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 本 江 滋

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住所  
倉振第二二三号 昭四一、九、二一 代表取締役 瀬部 健一 株式会社 三朝三徳養魚場 東伯郡三朝町大字三朝 営業所の所在地  
住所に同じ。  
二二四・〃 井口 英子 三朝 朝サ 六八八・

鳥取県告示第五百九十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、実畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十一年十一月四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋

- 一 実施の目的 ひな白痢、ニューカッスル病及び肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - 1 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射  
種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏
  - 2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを

除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
  - 五 検査、注射及び投薬の方法
    - 1 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
    - 2 ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液筋肉注射
    - 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
    - 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
- 別表 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射  
実施の期日 実施区域 実施場所  
十一月 十二日 河原町 各種鶏場巡回  
十四日 船岡町 "  
十五日 八東町 "  
十六日 河原町 "  
十七日 船岡町 "  
十八日 智頭町 "  
十九日 河原町 "

二十六日 赤碓町 光、尾張”  
 二十八日 倉吉市 津原、尾原”  
 二十九日 栗尾、三明寺”  
 清谷、福庭”  
 三十日 森、大河内、中野”

鳥取県告示第五百九十八号  
 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十一年二月二十八日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

昭和四十一年十一月四日

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
 金曜日発行  
 (当日が休日または  
 当分の日)

## 目次

- 示 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業の認可
- 米飯提供業者の登録
- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 鳥取県行政書士試験の合格者

## 告示

鳥取県告示第五百九十九号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地  
 昭和四十年 五月三十一日 倉吉市国民健康保険 倉吉市福山一五三の一番地  
 上小鴨診療所

鳥取県告示第六百号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二

指定年月日 名称 所在地  
 昭和四十一年 十月十三日 上小鴨診療所 倉吉市福山一五三の一番地 安備 正威

鳥取県告示第六百一十号  
 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月八日

鳥取県知事職務代理者  
 鳥取県総務部長 本 江 滋 二